

写真コンテスト『自治会自慢』部門

第9回都留市写真コンテストでは、これまでの一般部門に加え、市内各自治会の自慢できる文化財、祭りや催し、建造物、人物、風景、自然など地域の魅力を撮影した写真による『自治会自慢』部門を新たに設け作品を募集します。今まで、知られていなかった市内各地域の魅力を皆さんの目線で捕らえ撮影したものを、市民暦や観光パンフレットをはじめ、市内まるごと博物館事業などで広く活用していきたいと思えます。応募作品より最優秀賞1点(2万円相当)、優秀賞2点(1万円相当)の他、多数の入賞者に記念品を贈り表彰します。入賞作品は、後日ネガ、ポジを提出していただきます。多くの皆さんからの応募をお待ちしています。

- 募集期間** 平成13年10月1日から平成14年8月31日
(平成13年10月1日以前に撮影した作品も平成13年度中のものであれば対象とします)
- 応募作品サイズ** キャビネサイズ以上でプリントしたもの(組み写真及びデジタル写真は不可)
未発表のカラー写真
- 応募枚数** 一人何点でも応募可能(居住する自治会以外での応募も可能です)ですが、入賞は1人1点とさせていただきます
- 応募票** 作品裏面に必要事項を明記した応募票を貼ってください
- 応募先** 都留市上谷1-1-1都留市教育委員会
生涯学習課文化振興担当まで
(郵送、持参でも可能です)
なお、応募作品は返却いたしません
応募作品の使用権は主催者に帰属させていただきます
- 発表** 9月下旬予定
入賞者には直接通知します



城下町奉行だより

自動車等の運転に関する法律等の改正について

近年の自動車運転による交通事故の状況から、事故の実態に即した処分などを行うため、悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対する罰則及び禁止行為が昨年12月より改正されています。
主な改正要点は、

◎刑法罪関係

○危険運転致死傷罪

- (1) アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で、四輪以上の自動車を走行させる行為
- (2) 進行を制御することが困難な速度で、または進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させる行為
- (3) 人または車の通行を妨害する目的で、通行中の人または車に著しく接近し、かつ、重大な危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転する行為
- (4) 赤色信号またはこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転する行為(赤色信号を殊更に無視し停止位置で停止することが十分可能であるにもかかわらずこれを無視及び赤色信号そのものを一切意に介さない)

以上の運転行為により、

★人を負傷させた者は10年以下の懲役

★人を死亡させた者は1年以上の有期懲役

◎山梨県道路交通法施行細則関係(禁止行為)

- 1 自動車のナンバープレートに赤外線吸収または反射する物を取り付けるなどの禁止
 - 2 鉄パイプや金属バットなどを正当な理由なく携帯した物に乗せて二輪車を運転することの禁止
 - 3 二輪車に乗りながら、鉄パイプや金属バットなどを突き出したり振り回したりする事の禁止
- 以上のように法律などが改正されています。

運転者一人ひとりが、安全運転を心掛けてください。

なお、詳しいことを知りたい場合は、都留警察署(交通課)へお問い合わせください。

問合先 都留警察署 ☎(45)01110